

鳥取県公報

目次

- ◇規則 自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程の一部改正
- ◇告示 自作農創設特別措置特別会計施設費交付要領
造林地の指定
土木費支弁並びに土木費補助規程の一部改正
建設業者の登録まつ消
土地改良区設立の認可申請
土地改良区設立認可
右同
土地改良区より理事の氏名及び住所の届出
- ◇教委告示 臨時教育委員会の開催
教育職員免許状の授与
- ◇正誤 昭和二十七年十二月二十六日人委規則第十

四号中訂正
昭和二十七年十二月二十六日鳥取県条例第五十六号中訂正

昭和四年四月十五日第三種 物議可

規則

自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二号

自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程の一部を改正する規則

自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程（昭和二十五年七月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を「自作農創設特別措置特別会計施設費交付規程」に改める。

第一条乃至第三条及び第五条を次のように改める。

第一条 知事は自作農創設特別措置特別会計施設費交付規程（昭和二十五年農林省告示第百二十五号）による施設費を市町村に交付するときはこの規程による。

第二条 前条に規定する経費は左に掲げるものとする。

- 一 農地等対価の徴収事務に必要な市町村の経費
- 二 国有財産の調査及び維持管理に必要な市町村農業委員会に要する市町村の経費
- 三 融資を目的とする政府に対する強制譲渡計画の審査のため市町村農業委員会に要する市町村の経費

第三条 この規程による補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請書に左に掲げる書類を添え正副各一通を知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支豫算書

第五条 第三条の規定による補助金の交付を受けた市町村は翌年五月三十一日までに事業成績書及び收支決算書正副各一通を知事に提出しなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

第七条 第三条に規定する事業計画書及び收支豫算書並びに第五条に規定する事業成績書及び收支決算書の様式は別に定める。

2 知事は前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十七年年度分の交付金から適用する。

鳥取県告示第四号

自作農創設特別措置特別会計施設費交付要領を次のように定める。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一 自作農創設特別措置特別会計施設費交付については自作農創設特別措置特別会計施設費交付規程（昭和二十五年七月鳥取県規則第四十七号以下「規程」とい

う。）によるの外、この要領の定めるところによる。

第二 規程第二条各号の経費はそれぞれ左に掲げるものをいう。

- 一、農地、牧野、未墾地、宅地、建物、農業用施設、立木及び水の使用に関する権利等（以下「売渡農地等」という。）の売渡対価、貸付料、強制譲渡に伴う政府への支払金及び延滞金、督促手数料、交換差金、過払戻入金等（以下「売渡対価等」という。）の徴収事務に要する経費
- 二、国有財産の調査及び維持管理事務に要する経費
- 三、融資を目的として政府に対し買取方の申出があつた農地の強制譲渡計画についての調査に要する経費

第三 規程第二条各号の経費に対する第一条の補助金は左の基準及び交付率により交付する 但し特に必要とめるときは、この限りでない。

第二条の 経費区分	交付基準及び交付率
第一号	収納実績に対し千分の三十以内
第二号	面積 割 割 一町歩以上 一町歩未満 四〇〇円以内 二〇〇円以内 筆数 割 一筆当 五円以内
第三号	譲渡対価支払金額の千分の四以内

第四 市町村長が規程第三条により補助金の交付申請をしようとするときは、左の事項を調査しこれを事業計画書に記載して交付申請書及び收支豫算書と共に知事に提出しなければならない。

- 一 規程第二条第一号の経費に対する補助金については売渡対価等の国庫送納済の金額
- 二 規程第二条第二号の経費に対する補助金については国有財産の筆数（件数）面積（数量）
- 三 規程第二条第三号の経費に対する補助金については譲渡対価の支払金額

第五 規程第二条各号の経費に関する事業計画書（事業

成績書）收支豫算書（收支決算書）の様式は左によること。

第一号の経費（交付要領第三の但書の場合は除く。）に關しては事業計画書（事業成績書）は様式第一号收支豫算書（收支決算書）は様式第二号によること。

第二号の経費（交付要領第三の但書の場合は除く。）に關しては事業計画書（事業成績書）は様式第二号收支豫算書（收支決算書）は様式第四号によること。

第三号の経費（交付要領第三の但書の場合は除く。）に關しては事業計画書（事業成績書）は様式第五号收支豫算書（收支決算書）は様式第六号によること。

第三の但書による経費に關しては申請の場合は様式第七号決算の場合は第一号の経費は様式第一号及び第二号、第二号の経費については様式第三号及び第四号第三号の経費については様式第五号及び第六号によること。

附 則

この要領は昭和二十七年四月一日から適用する。

様式第一号 昭和 年度事業計画書（事業成績書）

区 分	収入		交付率	国庫交付金	備考
	納済	未納			
既築地等収入	円				
未築地等収入					
牧野等収入					
農地等貸付収入					
農地交換差金収入					
雑 收 入					
過払戻入金					
強制譲渡による政府への支払金					
小 計					
交付要領第二の但書					
合 計					

様式第二号

昭和 年度收支豫算書（收支決算書）

(イ) 収入

区 分	本年度豫算額 (本年度決算額)	前年度豫算額 (前年度豫算額)	差引額備考
国庫交付金	円	円	円
計			

(ロ) 支出

区 分	本年度豫算額 (本年度決算額)	前年度豫算額 (前年度豫算額)	差引額備考
対価等徴収に要する経費	円	円	円
何 費			
何 費			
計			

様式第三号

昭和 年度事業計画書（事業成績書）

区 分	面積 (数量)	交付率	国庫交付金	備考
土 地				
立 木				
建 物				
農業用施設				
小 計				
交付要領第二の但書				
合 計				

様式第四号

昭和 年度收支豫算書(收支決算書)

(イ) 収入

区 分	本年度豫算額 (本年度決算額)	前年度豫算額	差引額備考
国庫交付金	円	円	円
計			

(ロ) 支出

区 分	本年度豫算額 (本年度決算額)	前年度豫算額	差引額備考
国有農地等の 調査管理に要 する経費	円	円	円
何々			
何々			
計			

様式第五号

昭和 年度事業計画書(事業成績書)

区 分	支払見込金額 (支払額)	交付率	国庫交付金備考
既墾地	円		円
未墾地			
牧野			
小計			
交付要領第 二の但書			
合計			

様式第六号

昭和 年度收支豫算書(收支決算書)

(イ) 収入

区 分	本年度豫算額 (本年度決算額)	前年度豫算額	差引額備考
国庫交付金	円	円	円
計			

(ロ) 支出

区 分	本年度豫算額 (本年度決算額)	前年度豫算額	差引額備考
強制譲渡実施 に伴う調査に 要する経費	円	円	円
何々			
何々			
計			

様式第七号

何々第 号

昭和 年 月 日

郡市 町村 長 氏 名 團

鳥取県知事 氏 名 殿

自作農創設特別会計施設費交付申請書

ことに關し自作農創設特別措置特別会計施設費交付
規程第二条第号の経費を自作農創設特別措置特別会この
計施設費交付要領第三の但書により左記金額を交付願

たく別紙理由書、收支豫算書及び経費使途明細書を添え
申請します。

一金 記

円也

別紙添付書類

一 理由書

二、收支豫算書

(イ) 収入

区 分	本年度 豫算額	前年度 豫算額	差引額 備考
国庫交付金	円	円	円
計			

(ロ) 支出

区 分	本年度 豫算額	前年度 豫算額	差引額 備考
何々に要する 経費	円	円	円
何々			
何々			
計			

三 経費使途明細書

費目	員数	金額		備考
		円	円	
旅費				
通信費				
印刷製本費				
物品費				
会議費				
何事				
計				

鳥取県告第五号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）第十
条の規定により次のとおり造林地を指定した。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西尾愛治

番号	一、造林地指定公告書（法第十条第三項規則第十一条）	造林地指 定年月日	備考
1	八頭郡池田村大字中原字外岡 一、三四七ノ一	昭和二十八年一月十三日	杉坂口本信長 治藏
1	岩美郡大茅村大字菅野字シヨ ヅ谷七八内三、七八内四	〃	吉森田谷清兼 造雄
1	八頭郡山郷村大字西谷字大ナ ル一、〇二四第八	〃	岡田
2	同郡同村大字駒尾字イカリ谷 六五六	〃	藤原
3	同郡同村大字中原字本谷上平 八七九ノ一	〃	山郷村

4	同郡同村大字西谷字大西山九七八	〃	五町歩	社村
1	同郡社村大字江波字奥奇一、〇四八ノ八	〃	〃	船曳芳夫外二名
2	同郡同村大字江波字大畑谷一、〇四五ノ二	〃	〃	山本伝藏外十二名
1	同郡上級都村大字明邊字トイシ谷六九二ノ二 ノ三ノ八ノ九ノ一〇ノ一一ノ一二ノ一三ノ一四ノ一五 ノ一六ノ一七ノ一八	〃	〃	芦津村中
1	八頭郡智頭町大字芦津字カツラガ谷 より大東仙七八三ノ一	保安林	五町歩	〃
2	同郡同村大字惣地字ナメラ谷六六三、六六三 六六六	原野	〃	西尾善十郎外一九名
3	同郡同村大字智頭字瀧谷奥二、四七一	原野	〃	南方区
4	同郡同村大字三吉字広高下三〇〇ノ二	〃	〃	山田組
5	同郡同村大字三田字二番ヶ谷一、〇八 〇一番ヶ谷一、〇八一	〃	〃	土師区
6	本谷東平一、〇八二 若荷谷一、〇七一 登り尾一、〇七〇 同郡同村大字新見字清見ノ二、一、一〇六ノ二 一、一〇六ノ一、一、一〇七、一、一〇八	〃	〃	新見村中
7	同郡同村大字波多字芦谷六五三ノ一(A) 六四八ノ一(B)	山林(BA) 原野(B)	〃	大原鉄市外九名 大原吉藏外二名(BA)
8	同郡同村大字奥本字長谷九〇一	保安林	〃	那岐村
9	同郡同村大字河津原字奥田二九四ノ一 山口の上二、六二ノ一	原野	〃	〃

6	同郡同町大字金屋谷字青木ヶ瀬二二四ノ一	〃	〃	〃	影山筆男
7	同郡同町大字金屋谷字寶殿原	〃	〃	〃	竹中雄雅
8	同郡同町大字金屋谷字寶殿原	〃	〃	〃	淺田正文
9	同郡同町大字金屋谷字寶殿原	〃	〃	〃	竹中幸夫
10	同郡同町大字金屋谷字水無原四ノ一二	原野	一町三反一畝歩	岡田一雄	
11	同郡同町大字金屋谷字寶殿原	山林	六反五畝歩	〃	
12	同郡同町大字根雨原字栃谷奥三五七	原野	四反五畝歩	香田むら	
13	同郡同町大字根雨原字大平八九八	〃	四反歩	〃	
14	同郡同町大字根雨原字細入日南一、〇三一	〃	三反歩	〃	
15	同郡同町大字根雨原字堤ノ上三二三	山林	〃	井上定次郎	
16	同郡同町大字白水原坂平八五	〃	二反五畝歩	松原金次郎	
17	同郡同町大字白水法定五二七	〃	五反歩	〃	
18	同郡同町大字白水字カン谷六八	〃	二反歩	〃	
19	同郡同町大字金屋谷字下山の南通りの二、三四〇	〃	六反歩	影山之三郎	
20	同郡同町大字白水字松原二六二	〃	三反歩	松原金次郎	
21	同郡同町大字白水字坂平一一七	〃	二反歩	松原馬藏	
22	同郡同町大字長山字高林六九九	〃	一町歩	篠原長重	
23	同郡同町大字父原字向山下モ七三六ノ二	原野	五反五畝歩	橋崎宮市	

24	同郡同町大字父原字淺付二七二	山林	一町歩	一橋実藏
25	同郡同町大字岩立字大和田二一ノ四五	原野	三反六畝歩	北野豊藏
26	同郡溝口町大字岩立字大和田二一ノ四六	原野	三反二畝歩	西村昭実
27	同郡同村大字岩立字大和田二一ノ二五	〃	三反二畝歩	村尾昭人
28	同郡同村大字岩立字大塔二四五ノ一	〃	三反歩	足立優
29	同郡同村大字岩立字上原一三九ノ一	〃	四反二畝歩	〃
30	同郡同町大字谷川字篠林九八九	山林	六反歩	伊沢林太郎
31	同郡同町大字谷川字篠林九九二	〃	二反歩	〃
32	同郡同町大字古市字向原七五四ノ一一	原野	五反歩	深山大輪
33	同郡同町大字莊字見渡り原一、三四九	山林	四反五畝歩	石平峰太郎
34	同郡同町大字莊字見渡り原五〇一ノ二六	原野	五反五畝歩	宇野勇太郎
35	同郡同町大字莊字塩瀧四〇二	山林	七反歩	長田厚
36	同郡同町大字大倉字奥長塔七二三	原野	六反歩	木島彦一郎
37	同郡同町大字大倉字長塔蔭平七一九	山林	一町歩	〃
38	同郡同町大字大倉字向山七七〇	〃	五反歩	〃
39	同郡同町大字大倉字坂根一、〇九二	〃	〃	大江忠三
40	同郡同町大字大倉字サスト平一、一三七	〃	七反五畝歩	権代幸次郎
41	同郡同町大字大倉字奥長塔七三〇、七三一	原野	三反歩	木島安隆

42	同郡同町大字大倉字奥長塔七二九	〃	八反歩	篠原重藏
43	同郡同町大字字折坂一四〇	山林	二反歩	山中万次郎
44	同郡同町大字宮原字横山一、〇八六	〃	五反歩	大江棟明
45	同郡同町大字宮原字堤谷西平ラ七五〇	〃	四反五畝歩	橋谷卓人
46	同郡同町大字宮原字松山平ラ七四六	〃	五反歩	橋谷義考
47	同郡同町大字宮原字小塔田七八一	〃	〃	大江源藏
48	同郡同町大字宮原字大塔一、〇六二	〃	〃	円山義智
49	同郡同町大字宮原字堤谷六一一	〃	〃	円山安次郎
50	同郡同町大字宮原字山ノ神一、〇七五	〃	四反歩	大江万吉
51	同郡同町大字字後口谷四九四	〃	五反歩	山中榮知
52	同郡同町大字字代字上ミ子一、〇一六ノ五六	原野	二反歩	〃
53	同郡同町大字字後谷奥四八五ノ三六	原野	三反歩	山中榮知
54	同郡同町大字字後谷奥四八五ノ三一	〃	五反歩	〃
55	同郡同町大字字代字二子坂五二七	山林	三反歩	山中良一
56	同郡同町大字字後谷奥四八五ノ三五	原野	〃	山中光美
57	同郡同町大字字代字馬ノ子山四二五	山林	五反歩	山中かつよ
58	同郡同町大字字代字後口谷山四八七	〃	二反五畝歩	〃

鳥取県告示第六号

土木費支弁並びに土木費補助規程（昭和二十四年三月鳥取県告示第百五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一条中「河川及び港灣」を「河川、海岸、湖沼及び港灣」に改める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

鳥取県告示第七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	登録まつ消年月日
(い) 鳥取県知事登録第一九八号	昭和二十五年十一月二十八日	奥屋組	気高郡日置谷村大字奥崎	奥屋元三郎	昭和二十七年十一月二十八日

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七條第一項の規定により、東伯郡竹田村大字福山佐崎勝義外十四名の者より竹田村福山土地改良区の設立について認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及

び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 地

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年一月十四日から同年二月二日まで

三 縦覧の場所

東伯郡竹田村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第九号

東伯郡由良町大字大谷池口富美外十四名の者より申請のあつた由良町櫻池土地改良区の設立について土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第一項の規定により昭和二十八年一月五日認可した。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第十号

東伯郡中北条村大字江北池田律外十四名の者より申請のあつた北条砂丘土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第一項の規定により、昭和二十七年十二月二十七日認可した。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第九項の規定により、次のよゝに土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

蚊屋井手土地改良区

勝部 壽弘	西伯郡大幡村大字遠藤
金田 安衛	〃 梶村大字河岡
小原 俊	〃 春日村大字一部
藤井 万治郎	〃 大字赤井手
石指 幸太郎	〃 大字上新印
中原 武雄	〃 大字下新印
藤本 瀧榮	〃 巖村大字二本木
本林 富貴雄	〃 大字蚊屋
井川 吉藏	〃 大和村大字佐陀
加納 徳市	〃 日吉津村大字日吉津
山崎 善一	〃 大字富吉
山西清一郎	〃 巖村大字浦津
北条川土地改良区	
中江 豊	東伯郡下北条村大字下神
日置 智代藏	〃 大字島
前田 耕太郎	〃
鉄井 貞吉	〃

田熊 善之助 大字米里

田村 義信 〃

田熊 良藏 〃

山本 平藏 〃 大字北尾

河本 淳 〃

磯江 幸雄 〃 大字土下

野田 千賀雄 〃

岸田 弘 〃 大字田井

河原 勝好 〃

河村 貴一 〃 大字弓原

原田 仙松 〃

由良町櫻池土地改良区

河本 辰三	東伯郡由良町大字大谷
森本 作市	〃
池口 富美	〃
杉川 齊治	〃
山脇 米藏	〃

中学校教諭一級普通職	昭二六中一普第二二〇号山崎 清憲 明四、八、五	岩美郡宇倍野村大字宮下二八九
〃	昭二七中一普第一八三号大下 辰雄 明四、三、四	〃 東伯郡社村字福光四二一
〃	(音、社) 一八四 井上 哲夫 大七、五、三〇	〃 灘手村大字尾原四一五
〃	(国) 一八五 眞山 虎雄 明五、一〇、三	〃 安田村筈津三六五
〃	(家、国) 一八六 小林美津子 明五、三、六	〃 八頭郡丹比村大字日田四二六
〃	(職) 一八七 細田 義知 明五、三、三	〃 東伯郡北谷村大字福富三二四
〃	(社、英) 一八八 山県 文治 大四、一、八	〃 八頭郡国英村大字今在家四二一
〃	(国、社) 一八九 山内 建治 明五、七、七	〃 日野郡黒坂町大字黒坂一、二四〇
〃	(社) 一九〇 内田 龍 明四、三、七	〃 西伯郡法勝寺村大字鴨部一、三六七
〃	(国、社) 一九一 勝部 一夫 明四、九、三	〃 大幡村大字遠藤四四
〃	(職) 一九二 家森 常善 明四、三、二	〃 東伯郡下郷村字三保一六三
中学校教諭二級普通職	昭二七中二普第一六五号	鳥取県日野郡神奈川村大字武庫六三二
(家、数)	一六六 沢田 政春 明七、六、一〇	〃 米子市富士見町六五
(国、社)	一六七 足立 郁馬 昭五、四、三	〃 西伯郡外江町二、六六一
(社、英)	一六八 高見 英教 明七、八、三	〃 逢坂村大字松河原二三一
(社、国)	一六九 石野加惠子 明四、八、三	〃 米子市東町五七
(家、音)	一七〇 山根 房子 大四、一、二	〃 西伯郡高麗村大字平田一三五
(家、国)		

小学校教諭二級普通	昭二小二普第一四七号	渡邊 亮 明四、九、五	鳥取県西伯郡渡村一二四一
〃			
〃			
〃			
〃			
小学校教諭一級普通	昭二七小一普第一二九号	坂口仁一郎 昭三、二、四	〃 氣高郡明治村大字松上三九
〃	第二〇号	矢部 正博 昭六、三、七	〃 鳥取県八頭郡用ヶ瀬町用ヶ瀬三一四
〃	第二二〇号	盛山 実 明四、一、一	〃 浦安町大字榎下九六七
〃	第二二四号	西村 賢治 明五、八、三	〃 岩美郡大岩村大字大谷三五七
〃	第二二五号	山内 建治 明五、七、七	〃 日野郡黒坂町大字黒坂一、二四〇
〃	第二二九号	深田 薫 明四、三、三	〃 溝口町溝口六二五
〃	第二三〇号	勝部 一夫 明四、九、三	〃 西伯郡大幡村大字遠藤四四
〃	第二三五号	渡邊 亮 明四、九、五	〃 鳥取県西伯郡渡村一二四一
中学校教諭一級普通	昭二七中助第四二九号	林原 達行 昭三、一、〇	〃 西伯郡所子村大字末吉五五七
〃	(職、実) 二六 榎田 初江 大三、九、四	〃 鳥取県西伯郡宇田川村大字中西尾二四八	
〃	(数、理) 二五 石川 芳博 昭三、一、六	〃 米子市東町六四	
〃	(保体、社) 一七三 吉沢 晋一 大三、三、三	〃 鳥取市川端四丁目六	
〃	(保体、保体) 一七二 杉本 美義 大三、八、三	〃 東伯郡高城村大字上福田	
〃	(保体、家) 一七一 新見 勝枝 大四、九、二	〃 日野郡日光村大字吉原八八一	
中学校教諭一級普通	昭二七中中助第四二九号	田畑 艶子 大八、三、三	鳥取県西伯郡大幡村大字上細見二七八
〃	(職、実) 二六 林原 達行 昭三、一、〇	〃 西伯郡所子村大字末吉五五七	
〃	(数、理) 二五 石川 芳博 昭三、一、六	〃 米子市東町六四	
〃	(保体、社) 一七三 吉沢 晋一 大三、三、三	〃 鳥取市川端四丁目六	
〃	(保体、保体) 一七二 杉本 美義 大三、八、三	〃 東伯郡高城村大字上福田	
〃	(保体、家) 一七一 新見 勝枝 大四、九、二	〃 日野郡日光村大字吉原八八一	
小学校教諭一級普通	昭二七小助 第二〇号	坂口仁一郎 昭三、二、四	〃 氣高郡明治村大字松上三九
〃	第二二〇号	矢部 正博 昭六、三、七	〃 鳥取県八頭郡用ヶ瀬町用ヶ瀬三一四
〃	第二二四号	盛山 実 明四、一、一	〃 浦安町大字榎下九六七
〃	第二二五号	西村 賢治 明五、八、三	〃 岩美郡大岩村大字大谷三五七
〃	第二二九号	山内 建治 明五、七、七	〃 日野郡黒坂町大字黒坂一、二四〇
〃	第二三〇号	深田 薫 明四、三、三	〃 溝口町溝口六二五
〃	第二三五号	勝部 一夫 明四、九、三	〃 西伯郡大幡村大字遠藤四四
〃	第二三五号	渡邊 亮 明四、九、五	〃 鳥取県西伯郡渡村一二四一

小学校教諭 仮	昭二五小仮第四一〇号	吉田 正光	大三〇、一九	長崎県彼杵郡日見村大字河内一七五
小学校教諭 二級普通	昭二七小二普第一一〇号	太田 美榮	昭四、七、一〇	鳥取県日野郡石見村字上石見三〇九
幼稚園教諭 二級普通	昭二七幼二普第四九号	足立 郁馬	昭五、四、三	鳥取県西伯郡外江町二六六一
幼稚園教諭 仮	昭二七幼仮 第四号	村上佐和子	昭三、七、五	八頭郡佐治村大字加茂六七五
幼稚園教諭 二級普通	昭二七幼二普第四九号	小杉 義山	昭三、七、五	高山三六
幼稚園教諭 仮	昭二七幼仮 第四号	尾崎美智子	昭七、一、六	東伯郡字野村一、六四二
		岡田八重子	昭二、二、五	八頭郡山郷村中原三七八
		福田 好市	昭三、三、三〇	気高郡明治村大字榎原七八二
		山根 房子	昭二五、一〇、一	東伯郡長瀬村長瀬一、二八九
		佐伯八重子	昭二四、一、二	鳥取県西伯郡高麗村大字平田
			昭二五、二、三	鳥取県西伯郡逢坂村大字塩津九四一

正 誤

昭和二十七年十二月二十六日鳥取県公報第二千三百七十七号中誤植があるので、次のとおり訂正する。	頁	段	誤	正
十七頁上段中第五条を削り第四条の次に次の一項を加える。	二三	二	八、九四〇	八、九五〇
2前項に規定するものの外、手当の支給に関しては、職員	〃	〃	九、二五九	九、二五〇
員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)第三条から第七条までの規定を準用する。	〃	〃		

正 誤

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取